

社会資本整備審議会河川分科会中間報告に対するご意見と対応(1)

整理番号	寄せられたご意見の概要	対応方針
	はじめに	
	(2)新たな時代の要請と治水政策上の課題	
	(a)治水	
22	治水対策は緊急的な課題であり、災害弱者を含めた生活基盤の整備を要望します。流域の特性に応じた治水対策の選択を継続して事業を実施して欲しいです。	治水対策の選択については、 主要な施策展開 -1安全で安心できる国土づくり(1)流域・氾濫域での対応を含む効果的な治水対策の実施において、「流域・氾濫域の特性に応じた治水政策を選択するべきである。」と既に記述しています。また、個別河川流域の自然的特性や社会的特性を踏まえて、適切に事業実施を行ってまいります。
23	河川改修は遅れているので、地方を切り捨てるのではなく、積極的な投資規模の確保による治水事業の強力な推進を望みます。また、豊かで均衡のとれた地域社会の実現を望みます。	
24	未改修区間を含めて弱小堤対策を早急に進めるべきです。また、河川内の樹木については、生態系の問題もあると思いますが、景観の上からも一定の規模を伐採し、河川の整備を行う必要があります。	
25	無堤地区の解消、内水対策の推進、河床浚渫の実施、防災ステーションの整備、親水護岸の整備、河川公園の整備、桜堤モデル事業の実施、地域連携流域整備事業の推進、水面利用の推進が必要です。	
26	美しさも重要ですが、治水安全度を確保することが最重要課題です。河川の特性と地域の地勢に適合した対策を実施して欲しいです。また、固定堰の可動堰への改築を検討して欲しいです。	
27	地域の特性や実状を十分配慮した治水対策を進めていき、国民の視点に立ち、一級水系、二級水系に関わらず安全な川を作って欲しいです。	
28	美しい国土を作るためには都市も田舎もありません。浸水に対する自己責任がうたわれていますが、地勢的にそのような場所はナンセンスです。地方の声に耳を傾けるべきです。	
29	総合治水の考え方を更に進める必要があります。人々が安心して暮らせるように治水安全度を上げて欲しいです。	
30	安全度の低い地域の開発は社会的な費用を生むことから抑制を行い、住民参加の計画策定については、委員の選定方法も含めて検討を行うべきです。また、自己責任の考え方を導入し、過剰なNPO、NGO任せは自粛するべきです。	新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方についての基本的考え方 (2)安全で美しい国土づくりのための視点において、「平成9年の河川法改正により制度化された河川整備計画の策定に当たっては、このような地域社会の意見の反映に努めていくことが重要である。」と加筆修正を行いました。

社会資本整備審議会河川分科会中間報告に対するご意見と対応(2)

整理番号	寄せられたご意見の概要	対応方針
はじめに		
(2)新たな時代の要請と治水政策上の課題		
31	地球温暖化等の影響によって治水安全度の低下が脅威となっています。内水被害に対する整備の必要もあります。内水（遊水）地域の土地の有効利用を促進して欲しいです。	地球温暖化等に関する意見については、整理番号12と同じ。 治水施設の整備については、整理番号4～5と同じ。
32	森林の保水力には限界があり、洪水や濁水に対して期待するほどの効果を発揮しないことを明確に述べた上で、流域の保水・遊水機能の保全を図ることを明確に記述すべきです。	<p>主要な施策展開 -1安全で安心できる国土づくり(1)流域・氾濫域での対応を含む効果的な治水対策の実施において、「流域上流部の大半を占めている森林については、その洪水緩和機能が、中小洪水においては発揮されるものの、大洪水においては顕著な効果が期待できないとされている。」と新たに記述しました。</p> <p>流域の保水・遊水機能の確保については、整理番号29と同じ。</p>
33	治水と土地利用計画・土地利用規制とのリンク、地震保険制度に似た洪水保険制度の充実を図る必要があります。	治水と土地利用・土地利用規制とのリンクについては、主要な施策 -1安全で安心できる国土づくり（1）流域・氾濫域での対応を含む効果的な治水対策の実施において、「流域での保水・遊水機能の確保や氾濫域の土地利用の誘導にあたっては、被害最小化の観点や原因者負担の観点から今後検討していくことが重要である。」と既に記述しています。
34	人的被害を防ぐことができる河川においては、災害保険制度の活用により資産を補償することも今後の検討項目として必要ではないでしょうか。	洪水保険制度については、現在、民間が実施している火災保険や住宅総合保険に水災に関する特約が付いており、保険加入者に対しては浸水被害時に保険金の支払いが行われています。
35	治水の再定義、治水施設の当初の機能を果たしているか再点検が必要です。既存の治水ストックの有効活用を図ることを検討すべきです。	<p>主要な施策展開 -1安全で安心できる国土づくり(2)治水施設の信頼性向上と治水事業の一層の効率化において、新たに加筆修正を行いました。</p>
36	洪水防御機能の高い堤防の整備が必要です。また、堤防整備を都市基盤整備の一部として捉えて景観や空間機能にも配慮した整備が必要です。	堤防機能の強化については、整理番号35の対応と同じ。 堤防の景観的な機能については、-2の美しい国土づくりの節で(1)河川等を活かした地域づくり等の支援を設けて修正・加筆を行いました。
37	河川管理施設の維持管理の充実と機能の向上が必要です。	整理番号35と同様。
38	現在求められているのは具体的な推進計画であり、計画を推進するために、予算の確保、重点的な投資、住民への情報の公開と協力体制が必要です。	整理番号30と同じ。
39	計画段階から地域住民の意見を聞き、実施に反映した住民参加型の河川整備を行っていくことが重要です。	
40	国と地方が一体となり治水事業計画を策定し、治水対策の効果を上げることが重要です。	
41	地域の個性ある活動を支援する様々な施策の展開を期待します。住民の意見を踏まえた内水対策や遊水地の早期整備を望みます。	

社会資本整備審議会河川分科会中間報告に対するご意見と対応(3)

整理番号	寄せられたご意見の概要	対応方針
はじめに		
(2)新たな時代の要請と治水政策上の課題		
42	河川と森林との連携を図り、流域一体となった管理システムの構築が必要です。	<p>主要な施策展開 -1安全で安心できる国土づくり(1)流域・氾濫域での対応を含む効果的な治水対策の実施において、「流域上流部の大半を占めている森林については、その洪水緩和機能が、中小洪水においては発揮されるものの、大洪水においては顕著な効果が期待できないとされている。」や「現在の治水計画が、これらの森林の存在を前提にした計画として策定されていることから、良好な森林として維持管理がなされるよう適切に連携を図っていくことが重要である。」と加筆修正を行いました。</p>
43	上流域の森林が持つ公益的な機能を具体的に検証しつつ上下流一体となった森林整備・保全について取り組むべきです。	
44	水のつながりという観点から、農地行政と河川行政のさらなる連携が必要です。	<p>新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方についての基本的な考え方の(2)安全で美しい国土づくりのための視点において、「治水政策を効率的に進めるにあたって河川に関わる多くの関係機関との連携が重要である。」と加筆・修正を行いました。</p> <p>また、今後の治水事業の展開に向けて(1)総合的な水行政の展開を記述しました。</p>
45	流域全体を見渡した管理が必要であり、組織をフル活用した対策を実施するべきです。	
46	水を扱う総合行政のあり方について一步踏み込んで強調するべきです。また、具体的な連携体制について記述を行うべきです。	
47	地域の実情にあったきめ細やかな対策を検討して欲しいです。また、関係する省庁と強い連携を持って対策を強化して欲しいです。	
48	地域の存続という観点からランドデザインを構築し、消流雪用水を位置付けて欲しいです。また、水利権や環境用水の導入などの観点、水質の保全という観点から農水省と連携を強化するべきです。	<p>地域の意見を反映した計画の策定については、整理番号30と同じ。</p> <p>また、関係する省庁との関係については、整理番号44～46と同じ。</p>
49	横断的な課題が存在するので、国策として各省の協力を担保する閣議決定とするべきです。	
50	国土の定義が重要であり、社会教育や学校教育を通じて治水水利水思想の高揚を図る施策展開も視点に加えるべきです。	
51	地域コミュニティの再構築を盛り込んでいただきたいです。また、川を中心とした街づくりにおいて中心的な役割を果たす基礎自治体の役割を明確にする必要があります。	<p>-2の美しい国土づくりの節で(1)河川等を活かした地域づくり等の支援という項を設けて、「これまでも、地域づくりやまちづくりと一体となった河川整備等が進められてきたが、さらに一層、良好な水辺拠点整備、水質浄化を推進し、地域社会と一体となった個性ある河川づくりを推進すべきである。また、河川周辺における良好なまちづくりや水と緑のネットワークの形成が進められるよう、都市計画行政等との連携を図るべきである。」と加筆修正を行いました。</p>

社会資本整備審議会河川分科会中間報告に対するご意見と対応(4)

(4/7)

整理番号	寄せられたご意見の概要	対応方針
	はじめに	
	(2)新たな時代の要請と治水政策上の課題	
52	諸都市近郊に多目的遊水地（ビオトープ）の整備を行って欲しいです。	個別の事業の計画立案の際に、河川の特長や流域の社会的な特長を踏まえて遊水池の整備や堤防の整備等の適切な治水対策を実施することとしています。
53	動植物に配慮した工法の選択や、間伐材を利用した工法の推進を望みます。	個別の事業を実施する際に考慮していきたいと考えております。
54	多自然型河川づくりの中で地元産の素材の活用を考えて欲しいです。	
55	魚が住みやすい環境を造る治水事業が必要であり、河川が持つ機能や景観保全のため蛇行させることも必要です。	-2の美しい国土づくり(2)自然再生への取り組みの項で、「河川は、動植物の生息・生育環境として重要な役割を果たしており、河川のもつ良好な自然環境を保全、再生していくことが重要である。このため、残された自然環境の保全に加え、過去に失われた自然を積極的に再生するための自然再生事業を推進するべきである。」と既に記述を行っております。
56	洪水後のゴミ対策が重要であり、ゴミ対策は海岸を含めた流域規模で重要な課題です。	良好な河川の環境や機能を維持するため、ゴミ対策を含めて適正な河川管理を行う必要があると考えておりますので、個別の河川管理において適切に対応したいと考えております。
57	湿地、干潟、珊瑚礁等の埋め立ては行わず、なるべく新規ダムは建設せずに必要な箇所だけに絞るなど、できるだけ河川改修で対応する必要があります。都市河川のコンクリートは解体し、複合的な自然型河川の整備が必要です。また、ビオトープの整備、森を豊かにするなど画一的でない個性のある河川づくりの推進するべきではないでしょうか。	整理番号55と同じ。
58	言葉が人間中心でごりを感じます。今の管理は規制が中心でゴミ等の問題が生じています。地域住民が参画する管理を展開すべきです。	日常の河川管理については、新たな時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方についての基本的考え方(2)安全で美しい国土づくりのための視点において、「平常時の河川管理において、日常多くの利用をしている地域住民からの視点を十分に考慮した河川管理を推進することが重要である。このため、様々な活動を行っている市民団体等との連携を一層進めていく必要がある。」と加筆修正を行いました。
59	治水、利水、環境という枠組みではなく新しい時代に対応した河川行政の取り組みについて検討を願います。	新たに 今後の治水事業の展開に向けてという章を設けて、(1)総合的な水行政の展開という項において今後の河川を含めた総合的な水行政の方向性を記述しました。

社会資本整備審議会河川分科会中間報告に対するご意見と対応(5)

(5/7)

整理番号	寄せられたご意見の概要	対応方針
	はじめに	
	(2)新たな時代の要請と治水政策上の課題	
	(b)利水	
60	小規模ダムによる水量開発は限界で、コスト面からも新規事業は厳しいと考えます。水を基本とした地方分散を政策として誘導するべきではないでしょうか。	<p>主要施策 -1安全で安心できる国土づくり (2)治水施設の信頼性向上と治水事業の一層の効率化において、「ダム建設はその適地が限られていることに加え、事業費が大きく工期が長いこともあることから、既存ダムを最大限有効活用する必要もある。これまで、既存ダムの有効活用として、ダム容量の弾力的運用による利水効果等の増加を進めてきた。今後は、これに加え、降雨特性や集水面積等の面から、洪水調節や利水に対する効率性の再検証を実施し、利水容量と治水容量の交換等の既存ダムの再編成を行うなど、より効率的な運用にも努めていくべきである。」と加筆修正を行いました。</p> <p>また、(4)安心できる生活環境の実現において、「安定的な水利用ができるよう、維持流量や既得水利も含めた水利用総体としての利水安全度を向上させるため、不特定容量の確保をバランス良く進めるべきである。また、限りある水資源をより有効に利用できるよう、未利用水利権の転用や節水型社会の構築に向け、関係機関との連携を図るべきである。」と加筆修正を行いました。</p> <p>個別河川流域の自然特性や社会特性を踏まえて、適切な検討を行っていきたいと思っています。</p> <p>新たに 今後の治水事業への展開に向けてを設け、(4)地球規模の気候変動等への対応において検討が必要であることを新たに記述しました。</p> <p>主要施策 -1安全で安心できる国土づくり(4)安心できる生活環境の実現の項において、「限りある水資源をより有効に利用できるよう、未利用水利権の転用や節水型社会の構築に向け、関係機関との連携を図るべきである。」を新たに追加記述しました。</p>
61	水がある地域に移住するなどの発想が必要ではないでしょうか。	
62	渇水対策を積極的に治水政策上の課題に加える必要があります。	
63	水資源の確保が重要であり、森林税の導入など具体的な内容も検討課題とすべきではないでしょうか。	
64	安心安全の確保や利水確保の観点からも、地域の特性に応じたダムの建設や地下水涵養対策が必要です。	
65	水資源確保のために雪対策ダムの建設が必要です。	
66	年代毎の水需要原単位を考慮した水需要予測が必要です。また、小雨化や地球温暖化は水質悪化にも影響を及ぼすので検討が必要です。	
67	未利用水利権の転用について検討を行うべきです。	
68	慣行水利権の見直しをすべきです。	
69	節水型社会形成の必要性について言及をするべきです。	

社会資本整備審議会河川分科会中間報告に対するご意見と対応(6)

(6/7)

整理番号	寄せられたご意見の概要	対応方針
	はじめに	
	(2)新たな時代の要請と治水政策上の課題	
	(c)河川環境	
70	アダプティブマネージメントには実験的な要素が必要であり、失敗事例も公にできるような仕組みが必要です。	個別の事業において様々な創意工夫に努めていきたいと思っております。
71	情操教育の場の整備や、遊水地を結ぶ小川の整備が必要ではないでしょうか。(水と緑のネットワーク整備)	整理番号50と同じ。
72	頭だけでなく体で習うことの大切さを再認識する場として期待します。教育のフィールドとしての意義を訴える取組をやる必要があるのではないのでしょうか。	
73	土砂や環境の問題からスリットダムの設置が必要です。	<p>主要な施策展開 -2美しい国土づくり(3)水環境の改善を通じた川らしさの確保において、「流域における土砂の運搬供給のバランスが崩れ河床の低下や砂浜の侵食等の問題が生じている河川においては、その保全を図ることが求められている。このため、流域全体での土砂移動実態を踏まえた流砂系における総合的な土砂管理に取り組んでいくべきである。」と既に記述しています。</p> <p>なお、スリットダムなどについては、個別の砂防ダムにおいて検討を行っていきます。</p>
74	市民と川の繋がりを強める意味において河川公園の整備が必要です。	<p>整理番号51と同じ。</p> <p>なお、各河川毎の自然的特性、社会的特性を踏まえて、個別の事業を適切に実施していくこととしております。</p>
75	親水護岸の整備、河川公園の整備、桜堤モデル事業の実施、地域連携流域整備事業の推進、水面利用の推進を望みます。	
76	さくら堤モデル事業や水辺の楽校プロジェクトなど、幅広い社会資本との提携による河川環境整備を行っていただけるよう求めます。	
77	生物の生息に良好な環境づくり、地域に合致した河川整備が必要です。	
78	ゴミ問題を解決するとともに、洪水後の上流から流れてくるゴミ処理も重要です。	整理番号56と同じ。
79	生き物にやさしい豊かな自然を守る川づくり、親水施設や駐車場の整備を望みます。	整理番号55と同じ。
80	水辺は水生昆虫や魚、鳥たちの楽園であるべきです。	
81	コンクリートの護岸は撤去して蛇籠等を利用すべきです。	
82	河川が持つ機能や景観保全のため蛇行させることも必要です。	
83	合併浄化槽の普及と、公共用水域の浄化という観点から、省庁間の連携と住民の意識向上が必要です。	整理番号19～20と同じ。
84	下水道による水質浄化に力を入れるなど、河川サイドからの積極的なアプローチによって水質の改善を行って欲しいです。このため厚生省などとの連携を十分に行い総合的な対策を実施して欲しいです。	
85	水質改善が必要です。水質を汚染する水上バイク等の浄水場周辺での利用禁止、魚道機能の検証、ゴミ問題の解決を行う必要があるのではないのでしょうか。	<p>水質の改善については、整理番号19～20と同じ。</p> <p>水上バイク等の浄水場周辺での利用禁止、魚道機能の検証、ゴミ問題については、個別の河川において適正な管理を行うことによって対処したいと思っております。</p>

社会資本整備審議会河川分科会中間報告に対するご意見と対応(7)

(7/7)

整理 番号	寄せられたご意見の概要	対応方針
	はじめに	
	(2)新たな時代の要請と治水政策上の課題	
86	市町村管理の河川も含めた全体的な対策の実施により、生物の豊富な河川をつくって欲しいです。	整理番号55と同じ。
87	河川関係の補助を行って水質の改善を行って欲しいです。また、樹木の伐採などを管理としてではなく河川整備として実施して欲しいです。	水質改善については、整理番号19～20と同じ。 樹木の伐採については、個別河川の特性を踏まえた適正な河川管理を実施することによって対応していきたいと思います。
88	住民が行っている啓蒙活動が発展するように、良い活動の情報開示を行って欲しいです。	治水政策のあり方についての基本的考え方(2)安全で美しい国土づくりのための視点において、「河川においては、防災情報のほか、自然環境、イベント等の様々な情報がある。これらの情報を河川管理者と地域住民とで共有化していくことによって、地域社会と河川との良好な関係の構築にも反映することができることから、双方向の情報交換にも配慮することが重要である。」と加筆修正を行いました。
89	流域全体の整備を行うために、権限代行事業等が展開できるような仕組みづくりを考えるべきではないでしょうか。	新たに 今後の治水事業の展開に向けてを設け、(1)総合的な水行政の展開において総合的な行政展開の必要性を追加記述しました。